1　生産業者の住所の変更

登録番号　生第92950号、生第93743号、生第100052号、生第104740号

変更前　東京都台東区東上野五丁目13番４号

変更後　東京都江東区福住一丁目12番15号

2　肥料の名称の変更

登録番号　輸第9019号

変更前　17.5粒状過りん酸石灰

変更後　17.5過りん酸石灰

○農林水産省告示第千三百八十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年九月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
輸第10842号	魚かす粉末	フィッシュボーンミール	株式会社小桜商会	東京都港区西新橋三丁目３番１号KDX西新橋ビル
輸第11260号	魚かす粉末	魚骨	株式会社小桜商会	東京都港区西新橋三丁目３番１号KDX西新橋ビル
輸第100036号	魚かす粉末	魚骨－Ⅱ	株式会社小桜商会	東京都港区西新橋三丁目３番１号KDX西新橋ビル

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第千百三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき指定した進入管制区のうち、大分進入管制区を廃止し、福岡進入管制区の空域を次のように変更し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月二日

国土交通大臣　金子　恭之

名称	空域
福岡進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度1,850m以下のもの イ　N32°25′22″E130°23′06″の地点、N32°25′22″E129°59′13″の地点、N32°19′21″E130°08′26″の地点、N32°19′21″E130°25′14″の地点、N32°25′00″E130°24′44″の地点及びN32°25′22″E130°23′06″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ　天草ＶＯＲ（N32°29′E130°10′）を中心とする半径17㎞の円内の区域のうちN32°25′22″E129°59′13″の地点とN32°19′21″E130°08′26″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの 2　N33°49′23″E131°54′28″の地点、N33°38′20″E131°38′35″の地点、N33°31′12″E131°37′54″の地点及びN33°49′23″E131°54′28″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,050m未満のもの 3　N33°36′11″E130°44′24″の地点、N33°29′44″E130°48′00″の地点、N33°34′37″E130°51′45″の地点及びN33°36′11″E130°44′24″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度3,650m未満のもの 4　N33°44′58″E130°59′45″の地点、N33°43′51″E130°54′45″の地点、N33°42′28″E130°48′58″の地点、N33°40′47″E130°41′49″の地点、N33°36′11″E130°44′24″の地点、N33°34′37″E130°51′45″の地点及びN33°44′58″E130°59′45″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え3,650m未満のもの 5　次に掲げる区域の直上空域で高度3,650m以下のもの イ　N33°49′23″E131°54′28″の地点、N33°31′12″E131°37′54″の地点、N33°18′35″E131°36′43″の地点、N33°15′13″E131°29′03″の地点、N33°07′19″E131°23′55″の地点、N32°56′19″E131°14′08″の地点、N33°23′46″E132°14′25″の地点、N33°22′58″E132°09′39″の地点、N33°31′16″E132°02′53″の地点、N33°44′10″E132°06′42″の地点及びN33°49′23″E131°54′28″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N34°08′27″E132°13′57″の地点を中心とする半径45㎞の円内の区域に係るものを除く。） ロ　N33°13′13″E131°42′12″の地点を中心とする半径52㎞の円内の区域のうちN33°23′46″E132°14′25″の地点とN32°56′19″E131°14′08″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの ハ　N33°13′13″E131°42′12″の地点を中心とする半径45㎞の円内の区域のうちN33°31′16″E132°02′53″の地点とN33°22′58″E132°09′39″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ニ　N32°43′12″E129°53′25″の地点、N32°43′12″E129°33′23″の地点、N32°40′53″E129°30′41″の地点、N32°39′17″E129°22′46″の地点、N32°25′22″E129°30′21″の地点、N32°25′22″E129°53′25″の地点及びN32°43′12″E129°53′25″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 6　次に掲げる区域の直上空域で高度2,150m以上3,650m以下のもの イ　N33°58′58″E131°59′56″の地点、N33°49′23″E131°54′28″の地点、N33°44′10″E132°06′42″の地点、N33°48′22″E132°07′57″の地点、N33°53′36″E132°11′17″の地点及びN33°58′58″E131°59′56″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N34°08′27″E132°13′57″の地点を中心とする半径27㎞の円内の区域に係るものを除く。） ロ　N34°08′27″E132°13′57″の地点を中心とする半径45㎞の円内の区域のうちN33°49′23″E131°54′28″の地点とN33°44′10″E132°06′42″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの 7　N33°51′11″E130°45′58″の地点、N33°46′21″E130°28′50″の地点、N33°03′53″E130°33′03″の地点、N33°03′09″E130°21′04″の地点、N32°49′50″E130°22′18″の地点、N32°44′07″E130°17′35″の地点、N32°27′34″E130°22′15″の地点、N32°25′22″E130°23′06″の地点、N32°25′00″E130°24′44″の地点、N32°19′21″E130°25′14″の地点、N32°03′33″E130°16′44″の地点、N32°18′36″E130°52′45″の地点、N32°24′21″E130°56′24″の地点、N32°52′33″E131°10′48″の地点、N32°56′19″E131°14′08″の地点、N33°07′19″E131°23′55″の地点、N33°15′13″E131°29′03″の地点、N33°05′55″E131°07′57″の地点、N33°05′33″E131°01′28″の地点、N33°29′44″E130°48′00″の地点、N33°36′11″E130°44′24″の地点、N33°40′47″E130°41′49″の地点、N33°42′28″E130°48′58″の地点及びN33°51′11″E130°45′58″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度4,900m以下のもの 8　N33°52′47″E130°51′40″の地点、N33°51′35″E130°47′20″の地点、N33°51′11″E130°45′58″の地点、N33°42′28″E130°48′58″の地点、N33°43′51″E130°54′45″の地点及びN33°52′47″E130°51′40″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度2,450m以上4,900m以下のもの